

# 令和6年 能登半島地震 被災者支援制度のご案内

令和6年能登半島地震に被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。  
一日でも早く安心した生活を送ることができるよう、  
各種支援制度をご案内します。

※手続きの詳細は、各担当課へお問い合わせください。

## 本庁舎1階に臨時窓口を開設しています

受付時間 9:00~17:00(土・日、祝日含む)

受付場所 受付内容 【市民ロビー】 建設型応急住宅(仮設住宅)への入居支援  
賃貸型応急住宅(みなし仮設)の入居支援  
住宅の応急修理支援  
住宅の緊急修理支援

【広報広聴課前談話スペース】被災者生活再建支援金

必要書類などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

## 被災者生活再建支援金

☎ 防災交通課 ☎53-6880

お住まいの住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支給します。  
申請には、り災証明書などの添付書類が必要です。詳細は、市ホームページをご覧ください。

### ■支給額 (カッコ内は単身世帯の場合の支給額)

区分	基礎支援金	加算支援金		合計
	支給額	住宅の再建方法	支給額	
全壊 解体※ 長期避難	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円(150万円)	300万円(225万円)
		補修	100万円(75万円)	200万円(150万円)
		賃借	50万円(37.5万円)	150万円(112.5万円)
大規模半壊	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円(150万円)	250万円(187.5万円)
		補修	100万円(75万円)	150万円(112.5万円)
		賃借	50万円(37.5万円)	100万円(75万円)
中規模半壊 半壊	—	建設・購入	100万円(75万円)	100万円(75万円)
		補修	50万円(37.5万円)	50万円(37.5万円)
		賃借	25万円(18.75万円)	25万円(18.75万円)

※ お住まいの住宅が半壊した、または敷地に被害が生じたことで、倒壊の危険などから、やむを得ず住宅を解体した場合

## 住宅などへの支援 (⑤と⑥以外の制度は、り災証明書が必要です)

支援内容	り災証明書の基準 (一部損壊は対象外)					問い合わせ先
	準半壊	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊	
① 建設型応急住宅(仮設住宅)への入居支援 建設地：万行町、舟尾町、中島町中島、能登島向田町		○	○	○	○	詳細は裏面をご覧ください 都市建築課 ☎53-8429
② 賃貸型応急住宅(みなし仮設)の入居支援 民間の賃貸アパートなどの入居費(家賃、共益費など)を支援		○	○	○	○	
③ 被災家屋の解体支援 【④との併用はできません】 被災した家屋を、所有者の申請により市が解体(公費解体) 公費解体の前に、所有者自身で解体を行った場合はその費用を一部または全部を償還(自費解体)		○	○	○	○	【受付準備中】 受付開始まで、しばらく お待ちください。 環境課 ☎53-8421
④ 住宅の応急修理支援 【助成額：上限70万6千円】 屋根や壁、上下水道配管など生活に不可欠な部分の修理費用の助成	○ ※	○	○	○	○	12/31施工分まで対象 空き家、倉庫などは対象外 ※準半壊は上限34万3千円 都市建築課 ☎53-8429
⑤ 住宅の緊急修理支援 【助成額：上限5万円】 雨漏りなどを防ぐためにブルーシートを設置する費用の助成	り災証明書は不要です					2/29施工分まで対象 空き家、倉庫などは対象外
⑥ がけ地整備 【補助額：上限100万円】 居住者などに危害が生じるおそれがあるがけ地、または、すでに崩壊したがけ地の 工事にかかった費用の助成	り災証明書は不要です					土木課 ☎53-8426